

○内子町防犯カメラ装置の設置及び運用に関する要綱

令和6年7月1日

告示第97号

（目的）

第1条 この要綱は、内子町役場における業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の予防、犯罪発生時の検証及び職員への不当な圧力を排除することを目的として設置した防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）防犯カメラ装置 防犯カメラ、画像表示装置、記録装置その他関連機器により構成され、画像及び音声を撮影し、表示し、及び記録する装置をいう。

（2）記録データ 防犯カメラ装置により録画し、及び録音し、記録媒体に記録した画像及び音声のデータをいう。

（3）管理責任者 防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

（設置場所及び撮影範囲等）

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

2 防犯カメラ装置の稼動時間は、原則 24 時間とする。

3 防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的と個人のプライバシー保護との調和を図った適正な撮影範囲とする。

4 防犯カメラを設置するときは、来庁者に対して防犯カメラの設置及び作動中であることが認識できるよう表示するものとする。

5 画像表示装置及び記録装置は、外部から見通せない場所に設置しなければならない。

(管理及び管理責任者等)

第4条 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者をおき、防犯カメラの撮影場所を所管する課等の長をもって充てる。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者及び管理責任者が管理上必要と認める者(以下「操作担当者」という。)が行うものとし、管理責任者は、操作担当者以外の者に防犯カメラ装置を操作させてはならない。

3 操作担当者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。

4 管理責任者、操作担当者その他の職員は、防犯カメラ装置の設置目的以外のためにモニターを閲覧してはならない。ただし、設置目的を達成するために必要な場合は、モニターを監視することができる。

5 管理責任者は、記録データの不正利用、外部流出、改ざん等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

6 管理責任者、操作担当者その他の職員は、防犯カメラ装置の画像、音声及び記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(保守に従事する者の責務)

第5条 前条第6項の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について準用する。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、撮影時の現状のまま保存するものとし、当該記録データを編集し、又は加工してはならない。

2 記録データの保存期間は、原則1箇月程度とする。

3 保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に上書きする方法により消去する。

4 管理責任者の許可を得ずに、記録データの複写を行うことはできないものとする。

- 5 管理責任者の許可を得て記録データの複写を行う場合は、磁気媒体等に複写してこれを保存するものとし、複写した磁気媒体等は、管理責任者が施錠可能なロッカー等で厳重に管理するものとする。
- 6 記録保存した磁気媒体等を廃棄する場合は、画像及び音声の復元ができないよう適切に処分するものとする。
- 7 記録装置を交換し、及び処分する場合は、保存されている画像及び音声を完全に消去した後、行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第7条 記録データは、第1条に定める目的の範囲を超えて、利用し、及び外部への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し町長の許可を得た場合は、この限りではない。

(1)法令に基づき提供を求められた場合

(2)警察等の捜査機関から犯罪・事故の捜査のため、提供を求められたことに対して協力する必要がある場合

(3)個人の生命、身体又は財産の安全の確保その他公共の利益のため緊急の必要性がある場合

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データ(複写データを含む。以下同じ。)を提供する場合は、提供日、提出先、提供理由、提供した記録データの内容等を記録するものとする。

(苦情等の処理)

第8条 管理責任者は、防犯カメラ装置の設置又は管理運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。